

議案第59号

大田原市立黒羽中学校屋内温水プール使用条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市立黒羽中学校屋内温水プール使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市立黒羽中学校屋内温水プール使用条例の一部を改正する条例

大田原市立黒羽中学校屋内温水プール使用条例（平成21年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「午前9時30分から午後8時30分」を「午前10時から午後9時」に改め、同条第2項第1号中「火曜日」を「月曜日」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（使用券及び使用回数券）

第8条の2 教育委員会は、個人使用の場合に限り使用券及び使用回数券（以下「使用券等」という。）を発行することができる。

2 使用券等の料金は、別表に定める額とし、購入しようとする者は、発行を受けた際に納付しなければならない。

3 前項の規定により納付された料金については、前条第2項の規定を準用する。

4 使用券等は、大田原市屋内温水プール（大田原市屋内温水プールの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第27号）に規定する施設。以下「大田原市屋内温水プール」という。）と共通して使用できるものとする。

5 使用券等の発行について必要な事項は、規則で定める。

第11条第1項第2号中「使用」を「利用」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合において、第2条、第4条、第6条、第7条、第8条の2、第9条及び第14条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条から第8条の2まで、第14条、第15条及び別表の規定中「使用」とあるのは「利用」と、第8条、第9条及び別表の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

（利用料金の収入）

第12条 指定管理者は、前条に規定する場合において、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

（利用料金等の承認）

第13条 利用料金及び利用券等の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定めるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第8条の2、第11条、第13条関係）

使用料等の額

区 分		単位	使用料の額	使用券の額	使用回数券の額
個人使用（1人につき）	大人	1回	400円	左欄に定める額	4,000円
	65歳以上の市内高		100円		

	年齢者			
	高校生・大学生		300円	3,000円
	小・中学生		200円	2,000円
	幼児		100円	
団体使用（15人以上1人につき）	大人		320円	
	高校生・大学生		240円	
	小・中学生		160円	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。